

平成28年4月1日
千葉市都市局
建築部建築審査課

仮使用認定に係る事務取扱要領 留意事項（共同住宅新築工事編）

1 主旨

本留意事項は、共同住宅の新築工事において、検査済証の交付を受ける前に、仮に、建築物の部分の使用を認定する場合の、仮使用認定に係る事務取扱要領（4 審査等）における留意事項を定める。

2 留意事項

- (1) 申請建築物が上棟（構造計算にかかる構造体が完成している状態）しており、構造上の安全が確保されていること。
- (2) 仮使用部分は、原則避難階とする。但し安全上、防火上及び避難上支障がなく、やむを得ないと認められる場合は、避難階の直上階及び直下階（地階である場合を除く）に限り認定対象とする。
- (3) 仮使用部分の属する階及び直近階の工事が完了していること。
- (4) 2方向避難経路を確保すること。避難経路等については、極力段差のないものとし、高齢者・幼児等弱者の使用に十分な対策を講ずること。
- (5) 敷地外からの経路は、有効で1.5m以上確保し、工事関係者動線と分離し、経路上の障害物対策を講ずること。
- (6) 外部足場が残っている場合は、バルコニー部の仮使用禁止とし、開口部開口禁止とする。
- (7) タワークレーン等荷揚げ作業用クレーンがなく、上部より工事資材等の落下の危険がないこと。
- (8) 大規模な火気使用工事（アスファルト防水工事等）、資材等の落下の危険性のある外部足場解体工事等の期間は、使用禁止とする。
- (9) 必要に応じ、安全監視員を配置し、十分な安全を確保すること。